中小建設業の人材育成支援策

厚生労働省職業安定局
建設・港湾対策室長
福士　亘

減り続ける若年入職者

建設業は、近年の公共投資の急激な減少の影響を受け、建設投資額は平成4年度の84兆円（実質値）をピークに、平成23年度は46兆円と45%の減少の見込みです。就業者数は平成9年の685万人をピークに、平成22年は498万人で27%の減少となり、全産業に占める割合も8%にまで低下しています。

新規学卒者の就職状況を見ると、高校や大学等を卒業後、建設業に就職した学生数は、平成22年は3・1万人です。建設業の新卒入職者が全産業の新卒入職者に占める割合は5%ですが、全産業に対する建設業の就業者割合が8%であることを考えると、残念ながら他産業に多くの若年者が就職していることがわかります。一方、建設業就業者のうち50歳以上の占める割合は増え続け、平均年齢も全産業に比べ平成22年で2・3歳も高く、高齢化が急速に進んでいます。

このように熟練技能を継承する相手である若年労働者の入職が足りないことが大きな課題となっています。（新規学卒者の就職状況は図1）

建設雇用改善法で進める人材育成

昭和51年に、建設労働者の雇用の改善、能力の開発・向上、福祉の増進を図ることにより、建設業務に必要な労働力の確保、建設労働者の雇用の安定を目的として、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」（略称：建設雇用改善法）が制定されました。

厚生労働省としては、この法に基づき建設雇用改善計画を策定し、施策を展開しておりますが、平成23年4月から第八次計画を新たにスタートさせたところです。

労働者の高齢化や若年者不足が懸念されるため、「高い意欲と能力を持つ建設労働者が、安心して生活できる労働環境をつくるため、雇用体系の改善を推進するとともに、建設産業の将来を担う若年労働者の確保を図る」ことを主要課題に設定し、若年労働者の入職促進や労働者の能力向上や熟練技能の維持・継承などについて、官民が連携し対策を進めています。

建設雇用改善助成金の活用推進

厚生労働省としては、人材の育成・確保等に関する対策を具体的に展開するための支援ツールとして建設雇用改善助成金を運用しています。

この助成金は建設雇用改善法に基づいており、建設事業主の雇用保険料上乗せ負担分（千分の一の料率）を財源として、多くの中小建設事業主や団体に活用いただいています。

助成内容は、大きく二つに分けられます。一つ目が、建設教育訓練助成金で、建設労働者の技能向上などを目的とした教育訓練を行った場合、その経費や賃金の一部を助成します。例えば、若年労働者の育成をするため、入職した若年労働者に対して、建設工事での機械運転の技能実習を受けさせた場合、その経費と賃金を助成しています。

二つ目は、建設雇用改善推進助成金で、建設労働者の雇用改善を図る取り組みへの経費の一部を助成します。例えば、若年労働者を募集するパンフレット作成の経費を助成しています。（活用事例は表1）

図1　新規学卒者の建設業への入職状況

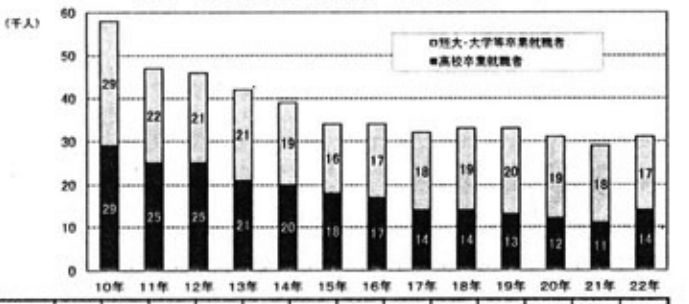

区分	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
就職者数	千人 58	47	46	42	39	34	34	32	33	33	31	29	31
全産業就職者に占める割合	% 6.7	6.2	6.6	5.9	5.8	5.4	5.0	4.8	4.6	4.5	4.2	4.1	5.0

資料：文部科学省「学校基本調査」
注：短大・大学等には、高等専門学校、大学院を含む。

表1　建設雇用改善助成金の人材育成への活用事例

助成対象者	助成金種類		活用事例
中小建設企業事業主	建設教育訓練助成金	自社の建設労働者の技能向上を図りたい	・職業能力開発促進法に規定する建設関連の認定訓練を受けさせたい。 ・労働安全衛生法で定められた特別教育・技能講習・教育を受けさせたい。 ・技能検定にチャレンジさせたい。 ・建設業以外の異分野へ進出し、労働者に教育訓練を受けさせたい。
	建設雇用改善推進助成金	自社の建設労働者の雇用管理の改善を図りたい	・労働者の雇用の管理に関し必要な知識を習得させるための研修を受けさせたい。 ・建設労働者の募集・採用を行うための企業案内を作成したい。
中小建設事業主等に関する団体	建設教育訓練助成金	会員事業主の建設労働者の技能向上を図りたい	・職業能力開発促進法に規定する建設関連の認定訓練を実施したい。 ・建設工事に必要な機械の運転についての実習を実施したい。
		将来の建設業を支える人材の育成・確保を図りたい	・中高校生等に対する職場見学会や職場体験を実施したい。 ・建設系工業高校等の教員に対する実践的技能研修を実施したい。
	建設雇用改善推進助成金	会員事業主の建設労働者の雇用管理の改善を図りたい	・建設労働者が資格取得や技能向上する図書を購入したい。 ・若年者、高齢者、女性がの活用できる職場づくりを促進したい。

熟練技能を維持・継承する方法としては、親方に弟子入りし、現場指導（OJT）することが業界のこれまでの常識と言われています。現在も自社内で熟練技能の継承に力を入れ、定期的に自社や関連会社等の社員を対象にした技能競技会を開催する事業主や団体に対して、助成金などで支援を継続しています。

その一方で、経営環境の悪化による人員削減や講師の余裕の無さから、自社内で熟練技能を教えられる人材が不足している、あるいは、時間を割くことができないとの声を多く聞きます。このような課題に対応し、建設に関する教育訓練機関が、職種別に適正なカリキュラムを構成し、実習や訓練を受ける（OFF－JT）ことが今後さらに求められていくものと思います。

厚生労働省としては、OFF－JTを進める中小建設事業主や団体に対する助成を推進するとともに、教育訓練機関には、訓練内容の一層の充実を求めるとともに、助成対象カリキュラムの見直しや追加を行っていきます。

持続可能な建設業のために

今後、東日本大震災の復旧・復興事業が本格化します。建設投資額は2兆4，100億円（※国土交通省「平成23年度 建設投資見通し」推計）とも言われており、被災地域では技能労働者の不足が懸念されています。第3次補正予算により岩手県、宮城県、福島県に限り、この助成金制度の助成率のかさ上げなど、地元にとってより活用しやすいように改正しましたので、ぜひ助成金を活用し人材育成を進め、今後に備えていただきたいです。

一方で、被災地以外では事業縮小の傾向は強まるなど、経営環境に地域格差がでてくるでしょう。

生じてくるでしかし、被災地でもそれ以外であっても、若年者が入職し、熟練技能者が培った技能を継承する仕組みが機能しないと、将来の社会資本整備を支える建設業の維持・機能に危機が訪れます。

建設事業主の皆様が、助成金を活用いただくなど、今後も絶え間ない人材育成に力を注き、若年者が入職したいと思える魅力ある環境を整えていくことが必要です。

厚生労働省としても、助成金など人材育成への効果的な支援を続けるとともに、その内容を不断に見直して参ります。

「助成金の申請は面倒」という建設事業主の方もいるかもしれませんが、窓口である最寄りの都道府県労働局またはハローワークにお気軽にご相談いただくとともに、ご意見をお寄せください。

登録基幹技能者講習 登録状況

平成23年12月末現在

No.	登録基幹技能者講習の種類	登録基幹技能者講習実施機関	登録年月日（登録番号）	基幹的な役割を担う建設業の種類	H23.12末有資格者数	H23.1末資格者数	増加数	H24年末育成目標数
1	登録電気工事基幹技能者	（一社）日本電設工業協会	H20.5.13（登録番号1）	電気、電気通信	6,012	4,865	1,147	6,000
2	登録機械基幹技能者	（社）日本機械土木協会	H20.7.17（登録番号2）	機械設備、とび・土工	392	357	35	400
3	登録造園基幹技能者	（社）日本造園修景協会 （社）日本造園組合連合会	H20.7.17（登録番号3）	造園	2,706	2,611	95	3,500
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	（社）全国コンクリート圧送事業団体連合会	H20.7.18（登録番号4）	とび・土工	468	407	61	500
5	登録防水基幹技能者	（社）全国防水工事業協会	H20.9.19（登録番号5）	防水	703	582	121	860
6	登録トンネル基幹技能者	（一社）日本トンネル専門工事業協会	H20.9.1（登録番号6）	土木、とび・土工	385	301	64	500
7	登録鉄筋塗装基幹技能者	（社）日本塗装工業会	H20.9.1（登録番号7）	塗装	2,084	1,993	91	2,139
8	登録左官基幹技能者	（社）日本左官業組合連合会	H20.9.1（登録番号8）	左官	1,086	967	119	1,030
9	登録機械土工基幹技能者	（社）日本機械土工協会	H20.9.17（登録番号9）	土木、とび・土工	1,439	1,002	437	900
10	登録海上起重基幹技能者	（社）日本海上起重技術協会	H20.9.19（登録番号10）	土木、しゅんせつ	601	498	103	1,000
11	登録PC基幹技能者	プレストレスト・コンクリート工事業協会	H20.9.30（登録番号11）	土木、とび・土工、鉄筋	475	409	66	670
12	登録鉄筋基幹技能者	（社）全国鉄筋工事業協会	H20.9.30（登録番号12）	鉄筋	1,912	1,560	352	2,100
13	登録圧接基幹技能者	全国鉄筋業団体連合会	H20.9.30（登録番号13）	鉄筋	426	386	40	433
14	登録型枠基幹技能者	（社）日本型枠工業協会	H20.9.30（登録番号14）	大工	1,907	1,574	333	2,850
15	登録配管基幹技能者	（社）日本空調衛生工事業協会 （一社）日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会	H20.10.16（登録番号15）	管	1,881	1,636	245	3,000
16	登録土工基幹技能者	（社）日本建設機械工事業団体連合会 （社）日本道路建設業連合会	H20.12.12（登録番号16）	とび・土工	2,389	1,830	559	1,850
17	登録切断穿孔基幹技能者	ダイヤモンド工事業協同組合	H20.12.12（登録番号17）	とび・土工	167	125	42	400
18	登録内装仕上工事基幹技能者	（社）全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会	H20.12.26（登録番号18）	内装・仕上	2,056	1,732	324	1,850
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	（社）日本サッシ協会 （社）カーテンウォール・防火開口部協会	H21.2.13（登録番号19）	建具	649	560	89	630
20	登録エクステリア基幹技能者	（社）日本建築ブロック・エクステリア工事業協会	H21.3.5（登録番号20）	タイル・れんが・ブロック、とび・土工、石	324	306	18	140
21	登録鉄筋圧接基幹技能者	（社）日本建築圧接合会	H21.3.5（登録番号21）	鉄筋、型枠	2,574	2,362	212	3,300
22	登録外壁仕上基幹技能者	日本外壁仕上業協同組合連合会	H21.4.29（登録番号22）	塗装、左官、防水	131	98	33	125
23	登録ダクト基幹技能者	（社）日本空調衛生工事業協会 （一社）全国ダクト工業団体連合会	H21.4.29（登録番号23）	管	885	734	151	980
24	登録保温保冷基幹技能者	（一社）日本保温保冷工事業協会	H21.11.27（登録番号24）	熱絶縁	200	112	88	600
25	登録グラウト基幹技能者	（社）日本グラウト協会	H21.11.27（登録番号25）	とび・土工	382	301	81	700
26	登録冷凍空調基幹技能者	（社）日本冷凍空調設備工業連合会	H22.3.25（登録番号26）	管	206	89	117	150
27	登録運動施設基幹技能者	（一社）日本運動施設建設業協会	H22.3.25（登録番号27）	土木、とび・土工、仕上、造園	50	0	50	100
28	登録基礎工基幹技能者	全国基礎工業協同組合連合会 （社）日本基礎建設協会	H23.12.16（登録番号28）	とび・土工	—	—	—	—
				合計	32,470	27,397	5,073	36,707

（注）H24年末目標達成数の網掛けは、既に目標数を達成したもの。

国における公共工事での登録基幹技能者等の評価・活用状況（H21～H22）

年度	整備局	工種	件数	実施形態	評価対象職種	職種数	評価内容
H21	北海道	建築	13	本格実施	鉄筋、型枠、圧接、コンクリート圧送、サッシ・カーテンウォール、電気工事、配管、建築板金	8	基幹技能者の配置と役割　最大3点 ～ 6点
平成21年度合計：1機関、13件							
H22	北海道	建築	5	本格実施	鉄筋、型枠、圧接、サッシ・カーテンウォール、電気工事、配管、建築板金	7	基幹技能者の配置と役割　最大3点 ～ 6点
	東北	土木	8	試行	鉄筋、型枠、圧接、コンクリート圧送、鳶・土工	5	登録基幹技能者1点、基幹技能者0.5点　最大2点
	関東	土木	2	試行	鳶・土工、PC	2	登録基幹技能者の配置　最大3点
	近畿	土木	10	試行	橋梁、圧接、鉄筋、型枠、鳶・土工、PC、機械土工、海上起重	8	登録基幹技能者1点、基幹技能者0.5　最大2点
		建築	7	〃	電気、鉄筋、型枠、コンクリート圧送、鳶・土工、配管、ダクト	7	
	中国	土木	2	試行	鳶・土工、鉄筋、型枠、コンクリート圧送、機械土工、海上起重	6	登録基幹技能者の配置　最大2点
	九州	土木	11	試行	橋梁、型枠、PC、コンクリート圧送、鉄筋	5	登録基幹技能者　評価項目の酒点に対して25%
平成22年度合計：6機関、45件							
（参考）平成23年度に北陸地方整備局、沖縄総合事務局も実施済み。							

都道府県における公共工事での登録基幹技能者等の評価・活用状況（H21～H22）

年度	都道府県	工種	件数	実施形態	評価対象職種	職種数	評価内容
H21	長野県	建築	7	本格実施	電気工事	1	登録基幹技能者の配置　最大1.5点
	鳥取県	土木	5	本格実施	PC	1	登録基幹技能者の配置　1点
	長崎県	土木	83	試行	橋梁、建設塗装、機械土工、鉄筋、型枠、コンクリート圧送、海上起重、建築板金、電気工事、配管、鳶・土工、PC、圧接、切断穿孔、グラウト	15	（登録）基幹技能者の配置　0.2点
		建築	12	試行	建築板金、鉄筋、サッシ・カーテンウォール、外壁仕上、型枠、内装仕上工事、コンクリート圧送、鳶・土工、左官、建設塗装、防水、エクステリア	12	
平成21年度合計：3県、107工事							
H22	北海道	土木	286	試行	実施した工事に対応する職種の全て。（現在調査中）	—	（登録）基幹技能者の配置　0.5点
		建築	12	試行		—	
	東京都	造園	1	試行	造園	1	中技術者として「登録造園基幹技能者が社員であり、職員として現場常駐できること。」
	長野県	建築	3	本格実施	電気工事	1	登録基幹技能者の配置　最大1.5点
	長崎県	土木	89	本格実施	橋梁、建設塗装、機械土工、鉄筋、型枠、コンクリート圧送、海上起重、建築板金、電気工事、配管、鳶・土工、PC、圧接、切断穿孔、グラウト	15	（登録）基幹技能者の配置　最大0.2点
		建築	25	本格実施	電気工事、鉄筋、サッシ・カーテンウォール、外壁仕上、型枠、内装仕上工事、コンクリート圧送、鳶・土工、左官、建設塗装、防水、機械土工、配管、切断穿孔、ダクト、保温保冷、グラウト、エクステリア	15	
平成22年度合計：4都道府県、419工事							
（参考）平成23年度に大阪府、京都府が実施済み。							

資料提供：基幹技能者制度推進協議会

西松建設株式会社　取締役社長　近藤晴貞
ハザマ　代表取締役社長　小野俊雄
前田建設工業株式会社　代表取締役社長　小原好一
五洋建設株式会社　代表取締役社長　村重芳雄
三井住友建設株式会社　代表取締役社長　則久芳行
株式会社竹中土木　取締役社長　竹中康一
錢高組　社長　錢高一善
安藤建設株式会社　代表取締役社長　野村俊明
長谷工コーポレーション　取締役社長　大栗育夫
東亜建設工業　代表取締役社長　松尾正臣
大豊建設株式会社　代表取締役社長　水島久尾

社会保険の未加入対策を構築

「これからの技能者の確保、育成」

国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課労働対策官
内田　欣也

建設技能労働者を取り巻く現状と課題

建設産業は、国民生活や経済活動の基盤である住宅・社会資本整備の直接の担い手であり、災害対応等において極めて重要な役割を果たしており、地域においては経済・雇用を支える基幹的な産業です。

しかしながら、建設投資額の減少局面において企業数は過剰供給構造にあり、競争の激化により建設企業は疲弊し、若年入職者は年々減少し、建設生産を支える技術・技能の承継が困難となりつつあります。

平成22年度の建設投資額（見込み）は約41兆円で、平成23年度（見通し）においては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災からの復旧・復興に係る財政上の措置が講じられたことに伴い、約46兆円と年度当初の見通しより増加に転じましたが、平成9年度の75兆円から約39%減少しています。

建設業就業者数も減少しており、平成22年は、平成9年のピーク時の685万人から498万人となっています。内訳をみると、建設技能労働者数も平成9年のピーク時の455万人から331万人と減少しています。

建設業就業者の年齢構成をみると、平成22年の55歳以上の割合は33%であり、およそ3人に1人が定年を間近に迎える者となっています。平成9年では他産業と同等水準でしたが、建設業においては年々、急速なペースで就業者の高齢化が進行しています。

一方、建設業への入職の状況をみると、特に若年入職者が減少しています。24歳以下の若年入職者は、平成21年で5万人となっており、平成9年の24万人と比べると、約5分の1に減少しています。入職者数全体に占める若年層の割合は、製造業と比較しても低い傾向にあります。

就労形態や給与支払形態にも変化が見られます。平成9年度から平成20年度までの間の就労形態の変化をみると、常雇の割合が平成9年度の81%から平成20年度は64%と減少しており、技能労働者の非社員化・非常勤化が進んでいます。また、給与支払形態の変化をみると、月給制が平成9年度の58%から平成20年度は29%に減少しているのに対し、日給月給制が31%から58%に増加しています。

このように、本来は固定費であるべき労務費が、就労形態の変化などにより変動費化している傾向にあります。

以上のことから、今後、高齢者の大量退職が見込まれる中、熟練技能者の持つ技能を若い世代に承継していくことが必要であり、将来を担う技能労働者を確保・育成することが喫緊の課題となっています。

中核的な建設技能労働者の確保・育成に向けて

こうした状況を踏まえて、国土交通省では、平成22年12月に国土交通大臣の指示を受けて、学識経験者から構成される「建設産業戦略会議」を設置しました。

同会議では、建設産業の置かれている状況に関する定量的な分析を行った上で、建設産業が直面する諸問題を整理し、取り組むべき具体的な方策として、平成23年6月に「建設産業の再生と発展のための方策2011」を取りまとめました。この中では、技能労働者の雇用環境の改善という課題に関し、「保険未加入企業の排除」が提言されました。

また、平成23年9月から「建設技能労働者の人材確保のあり方に係る検討会」を開催し、将来を担う中核的な建設技能労働者を確保し、次世代への技能承継を図っていくための方策について検討を行い、平成23年7月に取りまとめを行いました。

社会保険未加入対策について

冒頭に述べた、就労形態と給与支払形態の変化を背景として、下請企業を中心に、慣習的に技能労働者を直用・準直用などと呼ぶ不明確な関係で使用し、関係法令により義務付けられている社会保険・労働保険（以下「社会保険」という。）のうち、特に年金、医療、雇用保険の3保険について、適正に負担しない保険未加入業者が存在します。

このような社会保険の未加入状況は、雇用政策上又は社会政策上の問題を惹起するだけではなく、次のような課題をもたらしていると考えられます。

◇法定福利費を適正に負担する企業と、そうでない企業が価格競争をすることにより、適正に法定福利費を負担し、人材育成を行っている企業はどコスト高となり、競争上不利になるという、不適正な競争環境が生じている。

◇社会保険等の未加入によって、技能労働者の処遇を低下させ、若年入職者の減少の一因となっている。

現場で働く人が夢や誇りを実感できる魅力ある建設業を目指すためには、行政・元請・下請が一体となった社会保険の未加入対策の枠組みを構築することが必要です。

このため、平成23年10月から「社会保険未加入対策の具体化に関する検討会」を開催しており、今年度中に具体的な方策の取りまとめを行う予定です。

〈取組の概要〉

これまで、建設産業行政においては、制度的に社会保険の加入状況を把握することとはされておらず、未適用事業所に対する加入指導もなされていない状況でした。

このため、建設産業に必要な人材を確保し、健全な発展を促進する観点から、建設業担当部局において、社会保険担当部局との連携を図りつつ、建設業許可・更新時や立入検査等における確認・指導、経営事項審査の厳格化、社会保険担当部局への通報等を行うこととしています。

建設業の許可更新時の申請書類には、社会保険等の加入状況を記載した添付書類を求めることで、全ての許可業者の加入状況を確認できるとともに、未加入業者に対しては、保険加入を指導することが可能となります。

建設業担当部局（国土交通省など）による立入検査においても、社会保険の加入状況および下請指導状況の確認・指導徹底を進めていきます。

また、下請企業を中心に保険未加入企業が存在している状況を改善していくためには、元請企業に、下請企業の保険加入を指導する役割を担うことが求められます。

このため、元請企業においては、保険未加入の下請業者とは契約しないことや、保険未加入の技能労働者の現場入場を認めないことを将来的に見据えつつ、再下請通知書・作業員名簿等を活用して、下請企業の保険状況を確認し、指導を行うことが必要と考えられます。

このほか、建設関係団体による自主的な取組として、自らの団体の会員企業を中心とする保険加入状況の把握や計画的な加入促進を図るため、「保険加入計画」の策定を求めることとしています。

さらに、受注競争が激化する中で、利益確保の観点から経営を圧迫するものとして、法定福利費を適正に負担しない事業者が存在しており、技能労働者においても、保険の加入義務やメリットに対する不知、保険加入よりも賃金の手取額を重視して天引きを嫌う傾向があることが、保険未加入の一因となっています。

このため、法定福利費の事業主負担部分が、ダンピング対策や重層下請構造の是正等の取組を実施し、適正な下請企業に流れるようにするための仕組みを構築するとともに、多様な手段による周知啓発により、保険加入に向けた機運を醸成することを検討しています。

〈対策の進め方〉

対策の実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指していきます。この目標を達成するための必要な制度改正および周知・啓発を行った後、行政・元請・下請が一体となって、総合的に取組を実施していくことが求められます。

このため、建設業関係団体における保険加入状況の定期的な実態把握、周知・啓発等の計画的な加入促進策を策定していく必要があることから、関係行政機関及び関係団体からなる協議会の開催等により、業界ごとの工程の情報共有、実施状況のフォローアップを来年度から実施していく予定です。

若年入職者1/5に減少

夢や誇りを実感できる産業に

【図1】建設技能労働者の人材確保のあり方について（概要）

【図2】社会保険未加入対策の概要

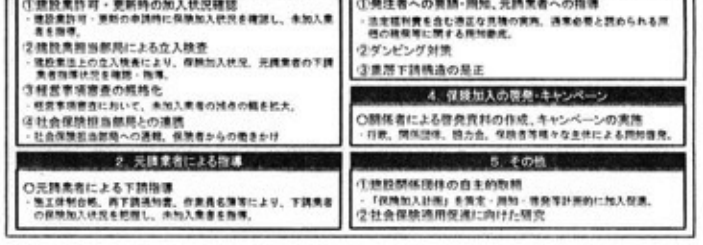

独立行政法人　勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部
理事長　額賀　信
建退共事業本部長　櫻井　康好
〒105-0011　東京都港区芝公園一－七－六
電話〇三（五四〇〇）四三一六
（平成24年5月7日より、豊島区東池袋へ移転することになります。）

社団法人　日本建設業連合会　会長　野村哲也　副会長　土木本部長　中村満義　副会長　建築本部長　山内隆司
社団法人　全国建設業協会　会長　淺沼健一
社団法人　全国中小建設業協会　会長　岡本弘
一般社団法人　日本建設業経営協会　会長　大島義和
社団法人　日本道路建設業協会　会長　林田紀久男
社団法人　建設コンサルタンツ協会　会長　大島一哉
財団法人　建設業振興基金　理事長　内田俊一
社団法人　東京建設業協会　会長　山田恒太郎
社団法人　東京都中小建設業協会　会長　豊田剛

株式会社　大林組　取締役社長　白石達
鹿島建設株式会社　代表取締役社長　中村満義
清水建設株式会社　取締役社長　宮本洋一
大成建設株式会社　代表取締役社長　山内隆司
株式会社　竹中工務店　取締役社長　竹中統一
戸田建設株式会社　代表取締役社長　井上舜三
株式会社　フジタ　代表取締役社長執行役員　上田卓司
熊谷組　取締役社長　大田弘
佐藤工業株式会社　取締役社長　山田秀之
鉄建建設　代表取締役社長　橋口誠之
飛島建設株式会社　代表取締役社長　伊藤寛治

女性技術者の積極活用を

施工管理技術者、基幹技能者の確保に向けて

業界全体で教育実践

新しい"技術技能者"育成へ

ものつくり大学建設学科
教授　三原　斉

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者または監理技術者の設置を求めている、と述べている。監理技術者等に関する制度は、高度な技術力を有する技術者が施工現場においてその技術力を十分に発揮することにより、建設市場から技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工や一括下請負などの不正行為を排除し、技術と経営に優れ発注者から信頼される企業が成長できるような条件整備を行うことを目的としており、建設工事の適正な施工の確保及び建設産業の健全な発展のため、適切に運用される必要があると述べている。

建設業については、一品受注生産であるためあらかじめ品質を確認できないこと、不適正な施工があったとしても完全に修復するのが困難であること、完成後には瑕疵の有無を確認することが困難であること、長期間、不特定多数に使用されること等の建設生産物の特性に加え、その施工については、総合組立生産であるため下請業者を含めた多数の者による様々な工程を総合的にマネジメントする必要があること、現地屋外生産であることから工程が天候に左右されやすいこと等の特性があることから、建設業者の施工能力が特に重要となる。一方、建設業者は、良質な社会資本を整備するという社会的使命を担っているとともに、発注者は、建設業者の施工能力等を拠り所に信頼できる建設業者を選定して建設工事の施工を託している。そのため、建設業者がその技術力を発揮して、建設工事の適正かつ生産性の高い施工が確保されることが極めて重要である。特に現場においては、建設業者が組織として有する技術力と技術者が個人として有する技術力が相俟って発揮されることによりはじめてこうした責任を果たすことができ、この点で技術者の果たすべき役割は大きく、建設業者は、適切な資格、経験等を有する技術者を工事現場に設置することにより、その技術力を十分に発揮し、施工の技術上の管理を適正に行わなければならないとされている。

建設業法においては、建設工事を施工する場合には、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を置かなければならないとされている。また、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない。監理技術者等となるためには、一定の国家資格や実務経験を有していることが必要であり、特に指定建設業（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業および造園工事業）に係る建設工事の監理技術者は、一般施工管理技士等の国家資格者または建設業法第十五条第二号ハの規定に基づき国土交通大臣が認定した者に限られる。監理技術者等の職務は、建設工事の適正な施工を確保する観点から、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどることである。すなわち、建設業法では、建設工事の施工に当たり、施工内容、工程、技術的事項、契約書及び設計図書の内容を把握したうえで、その施工計画を作成し、工事全体の工程の把握、工程変更への適切な対応等具体的な工事の工程管理、品質確保の体制整備、検査及び試験の実施等及び工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理を行うとともに、当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うことと述べている。特に、監理技術者は、建設工事の施工に当たり外注する工事が多い場合に、当該建設工事の施工を担当するすべての専門工事業者等を適切に指導監督するという総合的な役割を果たすものであり、工事の施工に関する総合的な企画、指導等の職務がとりわけ重視されるため、より高度な技術力が必要であるとされている。

ここまでは、施工管理技術者（現場監督）と監理技術者の職務とその内容について述べてきた。しかし、建物をつくりこんでいくのは、施工管理技術者や監理技術者ではなく、建築現場の第一線で作業をする技能者（職人）に他ならないのである。すなわち、建築現場での施工管理技術者や監理技術者による検査を厳しくしても技能者が「適切な仕事を的確に作業する」ことがなければ建築物の品質確保はできないのである。そういう意味で、技能者は品質確保の最後の砦として建設生産システムの中で重要な役割を担っているといえる。今、この技能者たちの処遇がきわめて劣悪なものになっていることが事実であり、建設業界の現状である。

国土交通省に登録されているサブコン（専門工事業）の上級職長を登録基幹技能者という。登録基幹技能者は、建設現場の実状に精通し、現場における作業管理・調整能力を有することにより、現場の実態に応じた施工方法を施工管理技術者や監理技術者に提案・調整し、部下の技能者に対しては適切な指揮・統率を行っていく役割を担っている者である。登録基幹技能者の前身である基幹技能者の資格制度は、平成7年に策定された「建設産業政策大綱」の中で「新しい技能者像」として位置づけられ、その後、国土交通省が支援するものの各サブコン団体が自主的に運営する民間資格として整備が進められてきた。これまでになかった各職種の登録基幹技能者等の上級技能者（ここでは、上級職長）を育成することを建築技術技能教育という。現在、各サブコン団体は、国土交通省の指導の下で、登録基幹技能者を育成するための研修や教育および修了試験を熱心に行っている。

このように、ゼネコンによる施工管理技術者の教育、サブコンによる登録基幹技能者の教育の体制は、充実されつつあるものの、これらのなり手、すなわち「建設現場人材」の不足が大きな問題となっている。特に、建設業に従事する技能者数は、他産業に比べて依然として立ち遅れた処遇であることの事情から、若年者の建設業への入職率は低く、今後ますます加速する少子化および高齢化が進行する中で、技能者が激減しており、危機的な状況になっている。最近では、登録基幹技能者の制度が定着化しつつある中で、大手や準大手および中堅のゼネコンの一部が、協力会社の優れた職長を独自に認定し、手当などを支給する動きが広まっている。これまでも、優良な技能者を表彰したり、報奨金を出すゼネコンはあったが、これは、社団法人日本建設業連合会が2009年4月に公表した「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」で示した優良な技能者の認定制度に対応して、手当等を支給し、若年建設技能者の入職や定着率アップにつなげるために行っているものである。すでに、手当等を支給しているゼネコン以外でも、「独自の制度の創設を検討中」とするゼネコンも複数あるようで、技能者の高齢化や熟練技能者の不足を解消できる基盤が整いつつある。

このような状況の下、深刻な技能者不足に直面している建設業界では、受注から施工・維持保全までの建築生産の流れを根本的に見直し、組織と人材を新しい生産の方法の中で再構築している動きがある。それは、建設現場における女性技術者の積極的な活用である。海外および日本では、従来の性別による職業領域の常識を覆し、あらゆる分野への女性の進出を促している現状の下で、女性労働者への熱い視線が絶えることがない。最近では、ある大手ゼネコンの女性施工管理技術者が主人公となったCMが若者の間で話題となっており、その概要を以下に述べる。アニメーション作家は、新海誠、主人公声 黒川芽以、CM歌ソング）熊木杏里で構成されている。このCMは、事実に基づきアニメーション化したものであり、トルコのボスポラス海峡鉄道トンネルの建設現場で、自分の限界を越えようとひたむきに努力する女性技術者を描いたものである。このように、建築現場の施工管理業務がそれ自体女性には不向きといった決定的な理由がなく、ゼネコン各社ではこれまでになかった女性本来の能力の活用が認められ、かつ求められている。今後、女性技術者の受け入れを準備し、大いに活用をしていくことが予想でき、女性技術者のなかに、多くの現場での施工管理業務の希望者が現れることと考えられる。これまでのように、単純化された業務を女性や高齢者に肩代わりさせ、中核的な業務や、新たに創出された業務を男性が行うといったことは、決して行ってはならず、男女の枠をはずして、女性技術者の個性や意欲を引き出し、それを応用し活用できるような業務形態を構築することが、これからの建設業を発展させる鍵を握っているのではないだろうか。

完成度の高い建築、品質が確保できた建物は、男女を問わず優れた施工管理技術者が建設現場に配置されることであり、建物をつくりこむ上級技能者の技なくして実現しないものである。ここで述べた、女性施工管理技術者を育成するための教育と新しい建築技術技能者を育成するための教育を建設業界全体で応援し実践することが、上述した問題の改善につながり、未来の建設業の発展へ導かれることと期待している。

（博士・工学、一級建築士、一級建築施工管理技士、一級土木施工管理技士）

建築設備士

【資格の概要】
建築設備全般に関する知識及び技能を有し、建築士に対して、高度化、複雑化した建築設備の設計及び工事監理に関する適切なアドバイスを行える資格。

【受験資格】
①大学、高等学校、専修学校等の正規の建築、機械又は電気に関する課程を修めて卒業した者
②一級建築士等の資格取得者
③建築設備に関する実務の経験を有する者
①～③それぞれに応じて建築設備に関する実務経験年数が必要。

【受験内容】
◇一次・学科＝建築一般知識、建築法規及び建築設備
◇二次・設計製図＝建築設備基本計画及び建築設備基本設計製図

【試験日等】
◇申込期間＝3月上旬～下旬
◇試験日＝第一次試験（学科）6月下旬、第二次試験（設計製図）8月下旬
◇試験地＝札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡、沖縄（学科のみ）

【問合せ先】
㈳建築技術教育普及センター
〒104-0031　東京都中央区京橋2－14－1
TEL 03－5524－3105
FAX 03－5524－3106
URL http://www.jaeic.jp/

木造建築士

【資格の概要】
都道府県知事の免許を受け、木造建築士の名称を用いて、設計、工事監理等の業務を行う。

【受験資格】
学歴（正規の建築または土木の課程）または建築に関する実務の経験が7年以上ある者
学歴などにより必要な年数が異なる。
※改正建築士法の平成20年11月28日施行にともない、平成21年より学歴要件（平成21年入学者から適用）と実務経験要件（法施行前と法施行後で異なる）が変更になりました。

【受験内容】
◇学科の試験＝学科Ⅰ建築計画（建築設備の概要を含む。）、学科Ⅱ建築法規（建築基準法及び建築士法並びにこれらの関係法令）、学科Ⅲ建築構造（構造計算及び建築材料を含む。）、学科Ⅳ建築施工（施工契約及び敷地測量を含む。）
◇設計製図の試験＝設計課題が事前に公表され、実際に試験場で設計製図を行う。

【試験日程等】
◇申込期間＝4月上旬
◇試験日＝学科の試験7月下旬、設計製図の試験10月中旬
◇試験場＝全国47都道府県において実施

【問合せ先】
㈳建築技術教育普及センター
〒104-0031　東京都中央区京橋2－14－1
TEL 03－5524－3105
FAX 03－5524－3106
URL http://www.jaeic.jp/

二級建築士

【資格の概要】
都道府県知事の免許を受け、二級建築士の名称を用いて、設計、工事監理等の業務を行う。

【受験資格】
学歴（正規の建築または土木の課程）または建築に関する実務の経験が7年以上ある者
学歴などにより必要な年数が異なる。
※改正建築士法の平成20年11月28日施行にともない、平成21年より学歴要件（平成21年入学者から適用）と実務経験要件（法施行前と法施行後で異なる）が変更になりました。

【受験内容】
◇学科の試験＝学科Ⅰ建築計画（建築設備の概要を含む。）、学科Ⅱ建築法規（建築基準法及び建築士法並びにこれらの関係法令）、学科Ⅲ建築構造（構造計算及び建築材料を含む。）、学科Ⅳ建築施工（施工契約及び敷地測量を含む。）
◇設計製図の試験＝設計課題が事前に公表され、実際に試験場で設計製図を行う。

【試験日程等】
◇申込期間＝4月上旬
◇試験日＝学科の試験7月上旬、設計製図の試験9月中旬
◇試験場＝全国47都道府県において実施

【問合せ先】
㈳建築技術教育普及センター
〒104-0031　東京都中央区京橋2－14－1
TEL 03－5524－3105
FAX 03－5524－3106
URL http://www.jaeic.jp/

一級建築士

【資格の概要】
国土交通大臣の免許を受け、一級建築士の名称を用いて、設計、工事監理等の業務を行う。

【受験資格】
学歴（正規の建築または土木の課程）または二級建築士の資格を持った者で、建築に関する実務経験を有すること。学歴などにより必要な年数が異なる。
※改正建築士法の平成20年11月28日施行にともない、平成21年より学歴要件（平成21年入学者から適用）と実務経験要件（法施行前と法施行後で異なる）が変更になりました。

【受験内容】
◇学科の試験＝学科Ⅰ（建築計画、建築積算等）、学科Ⅱ（環境工学、建築設備［設備機器の概要を含む。］等）、学科Ⅲ（建築法規等）、学科Ⅳ（構造力学、建築一般構造、建築材料等）、学科Ⅴ（建築施工等）
◇設計製図の試験＝設計課題が事前に公表され、実際に試験場で設計製図を行う。

【試験日程等】
◇申込期間＝5月中旬
◇試験日＝学科の試験7月下旬、設計製図の試験10月中旬
◇試験場＝全国47都道府県において実施

【問合せ先】
㈳建築技術教育普及センター
〒104-0031　東京都中央区京橋2－14－1
TEL 03－5524－3105
FAX 03－5524－3106
URL http://www.jaeic.jp/

1級建築士合格者

約半数が総合資格学院受講生

1級建築士試験で学科・製図ストレート合格者占有率は53・1%（11年度）。36都道府県での開講にもかかわらず、全国合格者の約半数が総合資格学院の受講生となる。創業以来、有資格の育成を通じて国づくり、都市づくりの根幹をなす建設業界に貢献してきたが、学院を運営する総合資格は昨年7月、日本経団連入りを果たした。「業界ナンバーワン企業の証し」であり、今後も有資格者の育成を通じて同会の提言でもある「一日も早い被災地復興と新たな日本の創造」に沿って積極的に活動するという。「"大学・大学院の上の学校"を目標に置く」と語る岸隆司社長に聞いた。

有資格者育成通じ社会貢献

総合資格社長 岸 隆司氏に聞く

「日本一の資格の学校」目指し

1976年に建設業法改正があり、現場ごとに管理技術者を現場ごとに置かなければならなくなった。日本に資格の時代が来る。建設系国家資格を普及するためのお手伝いをしたいと、大学卒業後に就職した金融機関を退職。転職当初は順風満帆だった会社も3年ほどで経営が行き詰まり、80年に仲間3人と名古屋で新会社（中部資格協会）をスタート。生徒を集める基盤がなく最初は大変な苦労だった。3年目には赤字も相当膨らみ清算も考えた。業績が好転したのはその直後で、1・2級建築士、1・2級土木施工管理技士、宅建といった建設系国家資格を受験する生徒さんも飛躍的に集まるように。創業4年で累積赤字を一掃し、順調に業績を伸ばした。

しかし、名古屋では受験生のパイにも限界がある。東京進出を決意、87年に新会社（現・総合資格）を設立。バブルの右肩上がりの頃で受験生も多く、1年目の生徒数250人が、2年目1千人、3年後1千5百人、その翌年2千人と、右肩上がりで生徒数が増えた。現在では1・2級建築士だけでも2万人を超える受講生がいる。

東京進出の際に掲げた「資格の河合塾「日本一の資格の学校」を目指すことを目標に、オリジナル教材やナンバーワンの講習システムを開発し提供してきた。建築技術は日進月歩で法改正も毎年のようにある。講座内容やシステムを改革しなければ超難関の1級建築士試験などに対応できない。名古屋での創業4年目の黒字転換後は売上も右肩上がりで無借金経営を続け、上場トップ企業並みの報酬支払を目標に、万全な財務内容を柱とした企業体力を築いてきた。

講師陣1200人、プロ集団

大学の建築学科卒業生等に建築を教えるにはそれを上回る能力が必要だ。テキスト作成や講習内容の組立てを担当するシステム開発部門の担当者は皆さん有資格者で、必ず教壇に立つ。建築学科卒業後2年の実務経験を持つ受講生を教えることになり、それ以上のことを身につけている。大学教授レベルであるとのプライドを持ち、このことを意識して仕事をして欲しいと常々話している。全国約130の大学に建築学科があり、卒業生は年間約1万3千人。建築学科卒業生の約6割、多いところで7割以上が当学院で学び資格を取っている。だからこそ大学の上に総合資格学院を位置付けている。

講師陣は1200人。大学教授のほか、ゼネコン技術部の管理職や設計事務所主宰者など、実務経験豊富な"専門プロ"が各科目を担当。各科目で合格基準点を大きく上回る8割以上を確実に得点できる講義内容の提供に努めてきた。毎年度の1級建築士試験の結果を踏まえ、各科目担当の代表者や開発担当者が集まり、次年度試験に向けより良い教材にするための検討を行う。高合格率を出した講師の指導方法の標準化や、より多くの合格者を排出するような講習内容への組み替え、受講生が1点でも多く得点できるよう、指導時間・方法について科目ごとに見直しを図っている。講師は、指導方法の高レベル化に向けた研修を欠かさず、受講生に対する"個別指導"と、理解できるまで徹底的にフォローする"徹底サポート"を行っている。

実務精通プロが難関突破を指導

狭き門へ実践型教育・訓練

耐震偽装事件を契機とした新試験では、より実務的な知識が要求されるようになった。1級建築士の最終合格率は11年度試験で11・7%。合格者数は4560人と狭き門だ。学科・設計製図のストレート合格者は受験生20人に1人程度。独学での合格は難しい。学科試験で高得点を得れば設計製図試験にも対応できる。総合資格に来て、まず学科試験突破のために自習を含めて1千時間近く勉強していただく。学科試験では原理・原則をしっかり理解していなければ高得点は得られない。一つの公式でも理解するレベルにとどまらず、教えられるレベルまでを要求する。一つ一つの課題について理解度確認テストを行い、1週間の中で理解不足の箇所を確認・補完し、同時に知識を得点につなげる実践型の教育・訓練方法を導入している。落ちこぼれを出さないよう、その都度、理解度を確認する講義方法は総合資格の大きな特徴だ。受講生の出席率や宿題提出率などにも目を配り、復習・予習の管理を厳しく行っている。

設計展・建築系イベント支援

大学や大学院とのかかわりでは4、5年前から大学教員と連携して啓蒙活動を支援し、建築・設計の魅力を伝え、就職セミナーや就職情報の提供による就職支援活動を行っている。資格取得ガイダンス・エクステンション講座を開催し、就職後に必要な知識の準備を支援している。就職後のミスマッチは企業と学生の双方にとってマイナス。建築学科の学生は意匠やデザインに関心が向きがちだが、企業側は建築技術者を求めている。モノづくりや施工にかかわる仕事の楽しさ、面白さを具体的に教え、その際に、施工管理の仕事では、1級建築士もしくは建築施工管理技士の資格が必要である」というように、仕事と資格を関連づけたアドバイスなどにも取り組んでいる。

建築振興活動の一環から、様々な設計展・建築系イベントに協賛し、昨年は全国30大学ほどの卒業設計展を支援した。大きなところでは京都建築学生之会合同卒業設計展、せんだんデザインリーグ、広島8大学卒業設計展、赤レンガ卒業設計展、建築新人戦に特別協賛した。特に昨年が3回目の建築新人戦は全国1012人がエントリーする盛況ぶり。2011年度プリツカー賞受賞者のエドワアルド・ソウト・デ・モララ氏らポルトガル現代建築界を代表する2人の建築家を招き、東京大学、横浜国立大学、京都大学の3大学との協賛で講演会を開催した。学生の卒業設計制作・作品展支援に年間約1億円を予算化している。

建築家・伊東豊雄さんの活動も支援してきた。伊東さんは若い建築家の養成に熱心に取り組んでおられ、伊東さんの事務所からは妹島和世さんなど第一線で活躍する建築家を多く輩出するなど後進を育てる一方で、昨年5月に「伊東建築塾」を開校。ここも達が遊び楽しみながら建築に興味を持つ機会を提供し、また、建築とその周辺の照明や設備の専門家が集まり、今後の建築のあり方などを提案しながら、これからの時代や社会に要請される若く優れた建築家を育成している。被災地の復興支援活動に取り組む熱い思いにも共感を覚えた。

"大学・大学院の上の学校"を目標に

今後も高い合格実績と最高峰を誇る講義・カリキュラムに磨きをかけ、倫理面でも高い責任感を持った建築士の育成に力を入れる。大学建築学科の卒業生が最後は総合資格で学んで1級建築士を取得するような、"大学・大学院の上の学校"といったものを目指す。また、資格取得後のレベルアップのための学習・教育や、資格がからみでは構造設計1級、設備設計1級など建築教育全般へと幅を広げていきたい。昨年7月に日本経団連に入会したが、業界ナンバーワン企業として認められたことだと思う。これを機に、有資格者の育成を通じた社会貢献をはじめ、国の法制度改革についても意見を発信していきたいと考えている。

土木施工管理技士

道路、トンネル、ダム、橋梁など土木工事の施工計画を作成し現場の工程管理や品質管理などを適切に実施する仕事。資格は、土木工事全般に関する高度な応用力を活かし監督的業務を行う1級と特定分野の応用能力を持った技術者として施工管理を行う2級に分類される。一定予算額以上の公共工事の施工には1級資格取得の配置が義務付けられている。土木会社やゼネコンでも評価高く給与面でも優遇されている。

【受験資格】
1級の場合、指定学科で学んだ大卒者で実務経験3年以上（指定学科以外4年6か月以上）が必要。2級は指定学科で学んだ大卒者で実務経験1年以上（同1年6か月以上）を必要とするなど受験には学歴に応じた実務経験が要求される。

【試験内容】
◇学科＝土木工学等、施工管理法、法規
◇実地＝施工管理法

【試験日程等】
◇申込期間＝（1級）4月2日～16日
（2級）4月13日～27日
◇試験日＝①1級学科試験7月1日、実地試験10月7日
②2級学科・実地試験10月28日
◇試験地＝＜1級及び2級（種別・土木）＞札幌、釧路、青森、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、岡山、高松、福岡、那覇
＜2級（種別・土木）のみ＞秋田、富山、静岡、松江、高知、鹿児島
＜2級（種別・鋼構造物塗装、薬液注入）＞札幌、東京、大阪、福岡

※電話で申込用紙が購入できます。
（コールセンター）0570-020-700

【問合せ先】
㈳全国建設研修センター
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30
サウスヒル永田町ビル
TEL 03-3581-0138
ホームページ http://www.jcte.jp/

建築施工管理技士

【資格の概要】
建築一式、大工、鋼構造、鉄筋、防水、内装仕上等の施工にあたり、監理技術者、主任技術者として、その施工計画及び施工図の作成並びに工程管理、品質管理、安全管理等を的確に行う。1級は、高度な応用能力を活かし、指導監督的立場で、2級は特定分野に関し一応の応用能力を持つ資格者として、それぞれの現場の施工管理にあたる。一定金額以上の建築工事では、1級建築施工管理技士等の配置が義務一丸られているほか、建設会社での給与面等でも優遇される。

【受検資格】
学歴や指定学科の有無等により、一定の実務経験が必要。

【受験内容】
◇学科試験＝建築学等、施工管理法、法規
◇実地試験＝施工管理法

【試験日程等（平成24年度）】
◇申込期間＝①1級2月10日～2月24日
②2級6月29日～7月13日
◇試験日＝①1級学科試験6月10日、実地試験10月21日
②2級学科・実地試験11月11日
◇試験地＝札幌、※青森、仙台、東京、新潟※金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、※鹿児島、沖縄（※印は2級のみ開催）

【問合せ先】
㈳建設業振興基金
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12
虎ノ門4丁目MTビル2号館3階
TEL 03-5473-1581
ホームページ http://www.fcip-shiken.jp

土地区画整理士

道路、公園、住宅などが総合的に整備された住みやすい街をつくるために、土地区画整理事業者と地区住民等の間に立ち事業を円滑にする。土地区画整理事業の専門家として、「換地」など独特の手法を用い、事業の推進の中心的な役割を担う。受験資格には実務経験が必須とされることからもわかるように実務に直結した資格である。

【受験資格】
指定学科で学んだ大卒者で実務経験1年以上（指定学科以外3年以上）。短大卒者・高専卒者2年以上（同4年以上）、高卒者3年以上（同5年以上）、不動産鑑定士・鑑定士補は2年以上（大学の指定学科卒は1年以上）、その他の者8年以上

【検定内容】
◇学科＝①土地区画整理事業総論②土地評価③換地計画④法規
◇実地＝換地計画。仮換地の指定、換地計画の作成及び換地処分を適正に実施するために必要な高等の専門的応用能力を有すること

【検定日程等】
◇申込期間＝5月7日～21日
◇検定日＝9月2日
◇検定地＝東京、名古屋、大阪、福岡

※電話で申込用紙が購入できます。
（コールセンター）0570-020-700

【問合せ先】
㈳全国建設研修センター
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30
サウスヒル永田町ビル
TEL 03-3581-3408
ホームページ http://www.jcte.jp/

造園施工管理技士

公園、緑地、庭園などの造園工事の施工計画を作成し、現場での工程管理、品質管理等を行う。1級は高度の応用能力を活かし指導監督的立場の仕事を行い、2級は技術者として施工管理に携わる仕事をする。一定の請負金額以上の造園工事に監理技術者を配置する場合、1級資格者がこれを務める。造園業者をはじめ建設業者の評価も高い。

【受験資格】
1級の場合、指導監督的実務経験年数1年以上を含み指定学科で学んだ大卒者で実務経験3年以上（指定学科以外4年6か月以上）が必要。2級は指定学科で学んだ大卒者で実務経験1年以上（同1年6か月以上）を必要とするなど受験には学歴・資格に応じた実務経験が必要。
詳細については、「受験の手引」を参照してください。

【試験内容】
◇学科＝土木工学等、施工管理法、法規
◇実地＝施工管理法

【試験日程等】
◇申込受付期間＝5月18日～6月1日
◇試験日＝①1級学科試験9月2日
実地試験12月2日
②2級学科・実地試験11月18日
◇試験地＝＜1級及び2級＞札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島
高松、福岡、那覇
＜2級のみ＞青森、金沢、鹿児島

※電話で申込用紙が購入できます。
（コールセンター）0570-020-700

【問合せ先】
㈳全国建設研修センター
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30
サウスヒル永田町ビル
TEL 03-3581-3408
ホームページ http://www.jcte.jp/

管工事施工管理技士

冷暖房設備、空気調和設備、給排水・給湯設備、衛生設備などの管工事の施工計画を作成し、現場での工程管理や品質管理などを行う。1級は高度な応用力を活かし指導監督的立場で施工監督を行い、2級は主任技術者等の立場で施工管理に携わる。一定請負金額以上の工事には1級資格者を配置する必要があり、管工事会社をはじめ建設業での評価も高い。

【受験資格】
1級の場合、大卒者（指定学科）で実務経験3年以上（指定学科以外4年6か月以上）が必要。2級の場合、大卒者（指定学科）で実務経験1年以上（同1年6か月以上）を必要とするなど受験には学歴に応じた実務経験が求められる。

【試験内容】
◇学科＝機械工学等、法規、施工管理法
◇実地＝施工管理法

【試験日程等】
◇申込期間＝5月7日～5月21日
◇試験日＝①1級学科試験9月2日、実地試験12月2日
②2級学科・実地試験11月18日
◇試験地＝＜1級及び2級＞札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島
高松、福岡、那覇
＜2級のみ＞青森、金沢、鹿児島

※電話で申込用紙が購入できます。
（コールセンター）0570-020-700

【問合せ先】
㈳全国建設研修センター
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30
サウスヒル永田町ビル
TEL 03-3581-0139
ホームページ http://www.jcte.jp/

電気工事施工管理技士

【資格の概要】
発電設備工事、送配電設備工事、構内電気設備工事等の施工にあたり、監理技術者、主任技術者として、その施工計画及び施工図の作成並びに工程管理、品質管理、安全管理等を的確に行う。1級は高度な応用能力を活かし、指導監督的立場で、2級は特定分野に関し一応の応用能力を持つ資格者として、それぞれ現場の施工管理にあたる。一定金額以上の電気工事では、1級電気工事施工管理技士等の配置が義務付けられているほか、建設会社での給与面等でも優遇される。

【受検資格】
学歴や指定学科の有無等により、一定の実務経験が必要。

【受験内容】
◇学科試験＝電気工学等、施工管理法、法規
◇実地試験＝施工管理法

【試験日程等（平成24年度）】
◇申込期間＝①1級2月10日～2月24日
②2級6月29日～7月13日
◇試験日＝①1級学科試験6月10日、実地試験10月21日
②2級学科・実地試験11月11日
◇試験地＝札幌、※青森、仙台、東京、新潟※金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、※鹿児島、沖縄（※印は2級のみ開催）

【問合せ先】
㈳建設業振興基金
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12
虎ノ門4丁目MTビル2号館3階
TEL 03-5473-1581
ホームページ http://www.fcip-shiken.jp

RCCM

【資格の概要】
国土交通省の「設計業務等共通仕様書」で位置付けられている、建設コンサルタント等業務に係る「管理技術者」として、直接業務に関する技術上の事項を処理し、または「照査技術者」として業務成果の照査の任にあたる建設コンサルタント技術者の資格である。
そして、本「資格試験」合格後4年経って本「資格」を登録する場合は、「RCCM登録更新講習会」の受講とCPD単位取得を義務付けている。
また、平成21年度から「建設情報部門」を新設した。
そして、平成22年度から受験と登録の条件を大幅に改定した。

【受験資格】
大学院修了者は8年以上、大学卒業者は10年以上、短大・高専卒業者は12年以上、高等学校卒業者は14年以上など受験に際し、学歴に応じた業務経験年数が必要である。

【受験内容】
①自己の専門分野の業務経験、②業務関連法制度等建設コンサルタント業務実施に係る一般常識、③RCCMに求められる管理技術力、④④土木関連共通基礎知識および⑤専門技術部門ごとの専門技術知識

【試験日等の予定】
◇ 申込期間＝7月1日 ～ 7月31日
◇ 試験日＝11月の第2日曜日
◇ 試験地＝札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡、那覇

【問合せ先】
㈳建設コンサルタンツ協会
RCCM資格制度事務局
〒102-0075 東京都千代田区三番町1番地
（KY三番町ビル・8階）
TEL 03-3221-8855
FAX 03-3221-5018

VEリーダー

【資格の概要】
VE活動のリーダーを務めるために必要な基礎知識を持っている人材であることを（社）日本バリュー・エンジニアリング協会が認定するもの。1997年に政府が確定した「公共工事コスト縮減に関する行動指針」の具体的施策のひとつとして、VEの試行がもりこまれたことをうけ、建設業界では急速にVEが普及した。また、約7万名いるVEリーダー有資格者のうち、約6割を建設業界が占めている。

【受験資格】
必要とする内容を含む12時間以上のVE研修の受講

【受験内容】
VEについての基礎知識、応用能力、VEリーダーとして備えるべき知識を審査する。

【試験日等】
①2012年度前期
試験期間：2012年4月18日～7月31日
受　　付：2012年4月1日より
②2012年度後期
試験期間：2012年9月1日～2013年2月28日
受　　付：2012年8月21日より
※本試験は、CBT方式を採用します。
※試験会場は、全国約200箇所＜各都道府県に1会場以上＞

【問合せ先】
㈳日本バリュー・エンジニアリング協会
TEL 03-5430-4488
FAX 03-5430-4431
E-mail:vel@sjve.org
URL:www.sjve.org

計装士

【資格の概要】
プラント・工場・ビル等の設備において、その機能を十全に発揮させるための計測制御機器及び監視制御装置等を装備する工事、又はこれらの装置等の維持管理を的確に行う計装技術者の資格。
1級計装士は、計装工事における上級の技術者たり得る資格。2級計装士は、計装工事における中級の技術者たり得る資格。
1級計装士試験は、建設業法施行規則に定める「登録計装試験」として実施される。

【受験資格】
◇1級＝計装工事の設計・施工の実務経験年数5年以上（2級合格者については、4年6か月以上）。但し、実務経験年数には、指導監督的実務経験年数1年以上を含む。
◇2級＝計装工事の設計・施工の実務経験年数2年以上。

【受験内容】
◇学科試験＝①計装②計装設備③施工管理法④法規に関する知識
◇実地試験＝全体的な工事計画能力・設計能力に加えて現場施工管理などの実務経験

【試験日等】
◇申込期間＝5月上旬～5月下旬
◇試験日＝学科試験8月下旬、実地試験12月中旬
◇試験地＝東北、関東、中部、関西、九州

【問合せ先】
㈳日本計装工業会
〒105-0001　東京都港区虎ノ門2-8-1
虎の門電気ビル5階
TEL 03-3580-8921
FAX 03-3580-8934

建設業経理士・建設業経理事務士

【資格の概要】
建設業経理検定試験は、建設業における簿記会計知識の普及ならびに会計処理能力の向上を図ることを目的として創設された検定試験であり、（財）建設業振興基金が昭和56年度より「建設業経理事務士検定」として行っている。
また、平成18年の建設業法施行規則の改正により「登録経理試験」が制定されており、振興基金で従来実施していた「1級・2級建設業経理事務士検定」については、18年度より「1級・2級建設業経理士検定」と名称を変え、登録経理試験として実施している。
なお、従来の建設業経理事務士1級・2級及び建設業経理士1級・2級の有資格者は、公共事業の入札に係る経営事項審査の評価対象となっている。

【受験資格】
検定試験には受験資格は設けておらず、自らの力に見合った級を受験することができる。

【受験級】
建設業経理士検定試験；1級（財務諸表・財務分析・原価計算）、2級
建設業経理事務士検定試験；3級、4級

【同日受験】
1級は、1科目のみの受験のほか、2科目または3科目の同日受験が可能である。
下期試験では、2級・3級、3級・4級の同日受験も可能である。

【受験日程】
◇上期試験（1・2級のみ）
・申込期間：平成24年5月10日㈭～5月31日㈭
・試験日：平成24年9月9日㈰
・合格発表日：平成24年11月10日㈯
◇下期試験（1級～4級）
・申込期間：平成24年11月10日㈯～11月30日㈮
・試験日：平成25年3月10日㈰
・合格発表日：平成25年5月10日㈮

【問合せ先】
㈶建設業振興基金　建設業経理検定試験センター
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12
TEL 03-5473-4581
FAX 03-5473-1593
URL：http://www.kensetsu-kikin.or.jp/gyom2/

「信頼できる建築士」応援
CPDをすべての建築技術者に

日本建築士会連合会
CPD・専攻建築士制度委員会
委員長　高野　壽世氏

建築士会、連合会はその役割の大きな柱に建築士の資質、能力向上に向けた"人材育成"をあげる。建築士会は継続能力開発制度をCPD制度と呼び、建築士会会員の知識、技術に関する研鑽と倫理観の醸成を目的として2002年に自主的に制度を始めた。その後、10年4月にCPD制度をオープン化した。
日本建築士会連合会の高野壽世CPD・専攻建築士制度委員長はオープン化の経緯について「参加登録者数が約3万5千人規模に達したことや、09年1月施行の改正建築士法の規定ですべての建築士に対する研修を行うことが建築士会に義務付けられたことで、すべての建築技術者に建築士会CPD制度を提供することにした」と話す。
建築士会CPD制度は、建築士会が認定した講習会等の研修プログラムにCPD参加者が出席し、その情報をCPD単位として建築士会が専用サーバーに登録することでCPD参加者の履修履歴を蓄積する。この履歴に基づき、参加者の求めに応じて建築士会が証明書を発行する仕組み。
CPD制度は「努力している建築士の証」であり、建築士会と連合会が社会や消費者に明示することで「信頼できる建築士」を応援する制度だ。
従来、参加者は建築士会会員の建築士等に限定していた。制度のオープン化によってすべての建築技術者に門戸を開いた。「現在、建築士会のCPD参加登録者は約5万人。オープン化により現場の施工部門を担当する建築技術者である建築施工管理技士の方々の参加が増えている」（高野委員長）とオープン化後の参加登録状況を分析する。
行政機関などでCPD実績証明書の活用が進んでいる。11年10月現在で35県と22市、3町、国土交通省が建築士会CPDを加点対象としている。すべての建築士と建築技術者に制度をオープン化したことで、今後、新たに発注工事入札等でCPDを加点対象にする機関の加速的な増加が見込まれる。
「努力・研鑽を積み重ねている建築士を使っていこうという動きが自治体などに拡がっていることは大いに歓迎すべき。官公庁でのこうした動きは民間の工事発注で（CPD制度活用に）道を開くことになる」（同）と民間への波及に強い期待感を込める。
土会連合会は、「努力する建築士の証」であるCPD制度とともに、「建築の専門家の証」である専攻建築士についてもすべての建築士のための制度とした。専攻建築士制度は、消費者保護の視点に立ち、高度化、多様化する社会ニーズに応えるために、専門分化した建築士の専攻領域と専門分野を表示することで、建築士の責任の明確化を図る目的の自主的な制度。
専攻建築士の名称・区分は8領域とし、実務実績によって複数（3領域まで）表示でき、合わせて専門分野（任意分野）の表示もできる。全国47都道府県で実施され、1

建築士会継続能力開発（CPD）
実績証明書

建築士会継続能力開発（CPD）制度において、以下の事柄を執行したことを証明します。
能力開発期間　2009年04月01日/2010年03月
執行単位数　xxx 単位
平成　年　月　日
特定法人 ○○○○ 建築士会会長
会長 ○○○○

建築士会CPDプログラム形態分類表

プログラム形態分類		内容	単位換算基準
参加型研修	特別認定研修	建築士法第22条の4に基づき、建築士会が行うすべての建築士のための特会研修およびその他これに関するもの	認定時間×1
	講習会等	講習会 基準、規準、指針・マニュアル等講習会、セミナー、シンポジウム、講演会、ワークショップ、各部門大会、学会、総会等の研究発表会、企業内研修（非実施機関）における技術・研究発表会、研修会、通信教育等	認定時間×1
	法定講習	建築士法第10条の2に基づく構造設計一級建築士講習、設備設計一級建築士講習 建築士法第20条の2に基づく建築士定期講習、構造設計一級建築士定期講習、設備設計一級建築士定期講習 建築士法第24条に基づく管理建築士講習	認定時間×1
	見学会等	見学会、展示会、企業内研修、企業内研修（非実施機関）における見学会、施設研修等	認定時間×1
	認定教材	その プログラム作成会で認定された教材を用いての学習	1～5単位
情報提供型研修	講師等	上記参加型研修の講師等 ただし、ワークショップ等のテーブルマスター等幹事役は対象外を除く	認定時間×1
	社会貢献活動	建築士会等の公益法人が行う住宅相談、震災時等建築物応急危険度判定、資格所等に所属された専門人、調査人活動、地方自治体主催の建築相談、まちづくり活動等の報告性又は公共性の高い活動	認定時間×1

インテリアプランナー

【資格の概要】
インテリア設計等に係る知識や技術・技能に習熟した者に社会的な光を当て、インテリア設計業務を職種として確立することで、インテリア設計の質の維持・向上を図るという社会的要請の下に、昭和62年度に創設され、平成12年度まで国土交通大臣が認定する事業として、当センターが実施、平成13年度から当センター独自の資格制度として実施しているものです。試験に合格され、登録資格の要件を満たした方は、登録の手続きを経て〈インテリアプランナー〉の称号が付与されます。

【受験資格】
受験年の4月1日現在満20歳以上の方

【受験内容】
◇学科＝インテリア計画、インテリア装備、インテリア施工、インテリア法規、建築一般
◇設計製図＝建築物における空間の使われ方、生活のイメージが判るようなインテリア設計

【試験日等】
◇申込期間＝8月上旬～9月下旬
◇試験日＝11月中旬
◇試験地＝札幌、仙台、東京、名古屋、京都、大阪、広島、福岡

【問合せ先】
㈶建築技術教育普及センター
〒104-0031　東京都中央区京橋2－14－1
TEL 03－5524－3105
FAX 03－5524－3106
URL http://www.jaeic.jp/

空間情報総括監理技術者

【資格の概要】
国土管理の業務を効果的に遂行するため、地理空間情報分野の高度な専門知識と豊富な知見・経験を有し、地理空間情報を利活用するための製品・品質仕様の策定、運用管理の立案他を行うに充分な能力を有する技術者の認定資格。合格し登録されると、測量士級主任技師の職種と同等クラスの技術者として認定される。資格取得者は、地理空間情報業務やそのための研究開発業務など活躍の場も多い。

【受験資格】
次の条件をすべて満たすこと。
①測量士の資格②技術士の資格または博士の称号、または、これらと同等の能力③地理空間情報関連業務に15年以上従事、かつ、当該業務の責任者（主任技師等）を2回以上経験。

【受験内容】
空間情報技術に関連する知識および経験、応用力・構想力・提案力・説得力・監理力、業務遂行できる人格・責任感・リーダーシップ

【試験日等】
◇申込期間＝6月1日～30日
◇試験日＝筆記7月28日、面接9月8日
◇試験地＝東京
※なお、この他にも基準点測量等各種の地理空間情報専門技術認定を行っている。

【問合せ先】
問合せはEメールで。
㈳日本測量協会　空間情報技術教育部
〒112-0002 東京都文京区小石川3-4
Eメール／ geoinfor@jsurvey.jp

測量士・測量士補

【資格の概要】
測量士・測量士補は都市開発や道路、鉄道などの公共事業、建築現場には必要不可欠な専門技術者である。測量士は測量作業だけでなく測量作業主任者として測量計画の作成を行う。また、測量士補は測量士の作成した計画に従って実際に現場で測量業務に従事する。
測量業者は営業所ごとに測量士を1人以上置くことを義務付けられている。資格取得者は測量事務所や建築・土木会社のほか公共機関、電気・ガス・水道会社など活躍の場も多い。

【受験資格】
年齢、性別、学歴、実務経験などに関係なく受験できる。

【試験方法】
測量士・測量士補試験とも筆記試験

【試験内容】
◇測量士＝(1)測量に関する法規及びこれに関連する国際条約、(2)多角測量、(3)汎地球測位システム測量、(4)水準測量、(5)地形測量、(6)写真測量、(7)地図編集、(8)応用測量、(9)地理情報システム
◇測量士補＝(1)測量に関する法規、(2)多角測量、(3)汎地球測位システム測量、(4)水準測量、(5)地形測量、(6)写真測量、(7)地図編集、(8)応用測量

【試験日等】
◇受付期間＝1月5日～2月13日
◇試験日＝5月20日
◇試験地＝北海道、宮城、秋田、東京、新潟、富山、愛知、大阪、島根、広島、香川、福岡、鹿児島、沖縄

【問合せ先】
国土地理院総務部総務課
〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
TEL 029-864-8214、8248
http://www.gsi.go.jp

建築積算士

【資格の概要】
従来の「建築積算資格者」が平成21年度4月より呼称変更されました。
建築物の設計図書に基づいて、建築数量積算基準等を中心とした適確な積算技術により、数量調書の作成及び工事費の算定と、これらに付帯する業務について適正に行う建築技術者の資格。試験に合格し登録を受けた者に(社)日本建築積算協会会長から「建築積算士」の称号が付与される。
なお、建築積算士には、資格者としての知識及び技術の維持並びに業務の質的向上や社会環境の変化に対応するために更新講習を実施している。

【受験資格】
受験年度の4月1日現在で満17歳以上の方

【受験内容】
◇一次＝①基礎知識（建築一般）②建築数量積算の理解度③工事費に関する知識
◇二次＝一次試験で問われた諸知識及び技術を活用し、実施設計図書等によって、建築工事費の積算を行うための実務処理
尚、平成23年度より出題の出典は、「建築積算士ガイドブック」「建築数量積算基準」及び「建築工事内訳書標準書式」による。

【試験日等】（予定）
◇申込期間＝一次からの受験者
6月20日㈭～8月31日㈮
二次からの受験者
9月1日㈯～11月30日㈮
◇試験日＝10月28日㈰、二次翌年1月27日㈰
◇試験地＝札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡、宮崎、沖縄

建築コスト管理士

【資格の概要】
建築コスト管理士は、建築生産過程の川上（企画・構想）から川下（維持・保全）に亘る領域において、データや手法を駆使して各段階ごとにコストの透明性・信頼性・確実性を追及し、建築コストを管理・把握、発注者や設計者等に対し提案・助言する業務を的確に行う技術者の資格。試験に合格し登録を受けた者に(社)日本建築積算協会会長から「建築コスト管理士」の称号が付与される。
なお、登録は個人会員が条件。

【受験資格】
①建築積算士（建築積算資格者）の称号を取得後、更新登録を1回以上行い、かつ建築関連業務を10年以上経験し、そのうち建築コスト関連業務において責任ある業務に2年以上の実務経験を有する者
②建築関連業務を10年以上経験し、そのうち建築コスト関連業務において責任ある業務を5年以上の実務経験を有し、かつ受験年齢が試験日当日で32歳以上の者
③①又は②のいずれかの条件を満たし、かつBSIJ・プロジェクトマネジャーの称号を取得した者は、学科試験を免除する。

【試験内容】
◇試験は、筆記試験（学科と短文記述）により行う。
◇試験問題の出題は、建築生産過程に亘るコスト領域において、建築コスト管理士に必要な知識及び技術について行う。
尚、平成23年度より出題の出典は、「建築コスト管理士ガイドブック」及び「建築積算士ガイドブック」による。

【試験日等】（予定）
◇受付期間＝6月20日㈭～9月7日㈮
◇試験日＝筆記試験（学科と短文記述）：10月28日㈰

【問合せ先】
㈳日本建築積算協会
〒105-0014　東京都港区芝3－16－12　サンライズ三田ビル3F
TEL 03-3453-9591
FAX 03-3453-9597

登録配管基幹技能者

【資格の概要】
登録配管基幹技能者は、熟達した施工能力はもとより、技術者の指示を十分理解し現場管理能力のある上級職長として、責任施工を担い現場技能者を指揮・統率することによって手戻りがなく生産性の高い安全で高品質な建築生産の実現を目指す配管技能者の最高資格者と位置付けられている。
日空衛・全管連・日管連の3団体が実施機関の国土交通大臣登録講習で、3日間の講習を受講し考査試験に合格した者に対して、経営事項審査において加点評価の対象となる「登録配管基幹技能者講習修了証」が交付される。

【受講資格】
次の要件を全て満たす方
(1)管工事における配管施工の実務の経験が10年以上で、そのうち職長としての実務の経験が3年以上であること
(2)1級配管技能士（建築配管作業）の資格を有すること。

【登録講習の内容】
◇講習は3日間、最終日に講習考査試験を実施
◇施工計画、工程・品質・安全・OJT等の13科目

【講習開催日等】
◇申込期間＝10月～11月中旬頃
◇開　催　日＝翌年1月下旬～2月下旬を予定
◇開　催　地＝関東地区、近畿地区、他毎年度状況に合わせて6月頃に決定

【実施機関】
（社）日本空調衛生工事業協会、全国管工事業協同組合連合会、（一般社団）日本配管工事業団体連合会

【問合せ先】
登録配管基幹技能者講習委員会事務局
〒104-0041　東京都中央区新富2－8－1
㈳日本空調衛生工事業協会内
TEL：03（3553）6431
FAX：03（3553）6786
ホームページ：http://www.nikkuei.or.jp/

登録電気工事基幹技能者

【資格の概要】
電気工事現場における施工の最高責任者として、部下の指揮・統率に当たるほか、熟練技能者として技能者の指導・教育を推進し、技術者と技能者の間で連絡・調整・提案を行うことで、円滑で効率的な現場運営を果たすことができる者としての資格であり、認定講習会を受講し、修了試験に合格した者に（一社）日本電設工業協会会長より登録電気工事基幹技能者の資格が与えられる。

【受講資格】
電気工事の直接施工業務に従事して10年以上の実務経験があり、第一種電気工事士の免状取得後、5年以上の実務経験を有する者で、労働安全衛生法第60条による職長教育修了証を得て、3年以上の実務経験を有するもの。

【認定講習会】
(1)講習内容（660分　2日間）
◇建設技能者の労働環境◇電気工事基幹技能者の在り方◇基幹技能者制度と各団体の活動◇電気工事基幹技能者としての基礎知識◇電気工事基幹技能者の現場実務◇OJT教育◇基幹技能者関連法令・安全管理等
(2)認定講習修了試験（60分）

【認定講習会の日程】
(1)申込期間　　8月1日～8月末日
(2)講習会開催日
10月27日、28日
(3)講習会開催場所
（社）日本電設工業協会の各支部（9支部）が設定する地域及び各県電業協会の各地域

【問合せ先】
㈳日本電設工業協会
〒107-8381 東京都港区元赤坂1-7-8
TEL 03-5413-2165
FAX 03-5413-2166

仮設安全監理者

【資格の概要】
国交省の重点対策の安全活動の評価及び厚労省の安全衛生部長通達の「十分な知識・経験を有する者」に該当する足場安全点検のプロです。足場の組立て等作業主任者等公的資格をお持ちになっている方が本組合の資格取得講習会（機材実演含む）を受講し、試験に合格した後に資格を付与します。

【資格取得のメリット】
国、地方自治体、特殊法人が発注する工事では仮設安全監理者等の専門知識を有する者による足場安全点検を工事成績評定の判断材料としており、講習会は、CPD（S）（継続学習制度）で多くの発注機関の公共工事で総合評価の安全評点に加点され、入札に有利になります。土木部門では、全国土木施工管理技士会連合会、建築部門では日本建築士会連合会にそれぞれ登録可能です。現在、各種チェックリストの活用等安全活動の創意工夫の成果が工事成績評定の判断材料の一つとなっておりますが、仮設安全監理者は、本組合の機材にあった80種類以上の点検表を使用でき、記録を保存し、発注者に提出することに加えて、国交省重点対策安全活動の看板に該当する「足場安全点検履歴の証」の掲示とセットで安全安心に配慮した現場であることをPRできます。さらに、仮設安全監理者による足場の安全点検には保険も付いています。

【受講内容】
足場の基礎知識、専用足場、システム足場、建て方足場、養生関連、座学と機材展示を含めて一日間講習8時間30分（組合員・賛助会員以外の方の場合）

【開催日程及び必要な公的資格】
各支部にて随時開催。必要な公的資格等も合わせて詳細は組合ホームページをご覧下さい。
http://www.kasetsuanzen.or.jp/

【問合せ先】
全国仮設安全事業協同組合
〒103-0001
東京都中央区日本橋小伝馬町15番18号
日本橋SKビル5階
TEL 03-3639-0641　FAX 03-3639-0640

解体工事施工技士

【資格の概要】
解体工事の施工技術及び建設副産物の適正処理等に関して一定の基準以上の能力を有すると全解工連会長が認定した者に付与される資格。
資格試験は「解体工事業に係る登録等に関する省令第七条第三号の登録試験となっている。

【受験資格】
◇原則として解体工事実務経験年数8年以上。
◇学歴・指定学科卒業によって必要実務経験年数を短縮。

【受験内容】
◇形態：四肢択一式（50問・90分）及び記述式（5問・120分）
◇出題範囲：土木・建築の基礎知識、解体工事施工計画、解体工事施工管理、解体工法、解体用機器、安全管理、環境保全、副産物・廃棄物対策、関連法規、その他

【試験日等】（予定）
◇申込書の販売：7月上旬から
◇申込期間：平成24年9月上旬～11月中旬
◇試　験　日：12月2日㈰
◇試　験　地：8～9箇所（詳細7月上旬）
北海道・宮城（仙台）・東京・愛知（名古屋）・大阪・広島・福岡等

【問合せ先】
国土交通大臣登録試験実施機関
㈳全国解体工事業団体連合会
〒104-0032
東京都中央区八丁堀4-1-3 安和宝町ビル6階
TEL 03-3555-2196　FAX 03-3555-2133
HOMEPAGE http://www.zenkaikouren.or.jp

CPDS加入者約14万人

総合評価など採用、大幅増加

12年度改訂版ガイドライン

全国土木施工管理技士会連合会
事業部長兼
CPDS企画運営室
室長　鈴木　菜穂子氏

全国土木施工管理技士会連合会が運営する継続学習制度（CPDS）加入者数は約14万人という。「CPDS」を技術評価項目に採用する国土交通省各地方整備局をはじめ道府県、市などの発注機関は90（12年1月現在）を数える。05年4月に品確法が施行され、その後公共工事入札で総合評価落札方式が増加するのに伴いCPDS加入者数は急激な増加を見せた。スタート時の加入者数は4500人台。この10年間ほぼで約31倍に増加したことになる。

技術者の技術力を支える3本柱は「学歴・資格」「継続学習」「実務経験」と言われる。CPDSは、土木施工管理技士に必要な技術力向上のために加入者が講習会などで学習した場合の学習履歴を連合会に登録し、必要な時に連合会が学習履歴証明書を発行するシステム。一般的に継続教育はCPDと呼ばれるが、連合会は2000年に他の建設系学協会に先駆けいち早くCPDを導入した経緯もあり、固有名称としてCPDにシステムのSをつけてCPDSと呼ぶ。

「CPDSは技術者が研鑽を積む姿勢を現わし、技術力を適切に評価する指標としても有効と考えられます」（鈴木菜穂子事業部長兼CPDS企画運営室長）と話す。10、11年度から新たに岩手、福島、群馬、新潟、富山、福井、京都の各府県が技術評価項目にCPDSを採用し始めた。行政機関の認知度も着実に広がっている。

連合会は、12年度改定版「継続学習制度（CPDS）ガイドライン案」をホームページで公表し、意見募集を行った。改定版ガイドラインは今年4月1日申請分から適用となる。主な改訂点は「新年度からスタートする『プぼっく検定』がCPDSの対象となること」と、論文のユニット数を5または10としたことの2点（鈴木室長）という。

プぼっく検定は、連合会が行う民間検定で、人々の豊さを支える土木の基礎知識（一般＝一般向け検定）あるいは施工管理の専門知識（技術＝現場技術者向け検定）を認定するもの。第1回検定は一般を6月17日、技術を7月1日に東京で行う予定。技術の検定問題は、建設業法の技術検定学科試験に準じる。四肢択一で、問題数と時間は、技術検定の分類でA問題30問2・5時間、B問題35問2時間とする。60点を基準に合否を判定する。出題の原典は、公開された建設業法の技術検定過去問を過去10年程度分から出題する。かなり難度は高いが、合格者は6ユニットを取得できる。もう一つの改訂の目玉は、学習プログラムの「技術論文、図書執筆、社内論文等」（形態コード205）の単位当たりユニットを従来の「10」のみから「5または10」とした点だ。従来は10ユニットしか認めなかったが、新年度からは10ユニット以下のレベルのものでも一定水準以上と認められた場合はユニットを認めることにした。

CPDSの運営に当たって連合会は「すべての申請に対して証拠書類を確認します」と宣言し、発注者にその信頼性をアピールしてきた。連合会CPDSの特徴は特に施工管理技術を重視し、行政手続きで評価されることを念頭に置き、すべての証拠書類を確認していることだ。その結果、技術評価項目として採用する発注者は年々増加。総合評価や入札参加資格審査にCPDSを採用する行政機関は大幅に増えた。国関係では国交省のほか農水省、防衛省、その他機関では都市再生機構が採用している。ただ、8都県が未採用となっており、今後の課題といえそう。

万5千人を超える専攻建築士が誕生している。専攻建築士になるための要件は①「CPD」を実施し、12単位を取得していること②建築士資格取得後の専攻領域の実務経歴年数が5年以上であること③「当該領域の責任ある立場での実務実績」（鈴木菜穂子事業部長兼CPDS企画運営室長）の3つ。登録更新に当たってもCPD5年60単位が必要となる。

専攻建築士の顕在化は第三者による証明）―の「悪化は良貨を駆逐する」に繋がるなど社会的メリットは多い。発注者にとっては、努力・研鑽し、仕事のできる建築士＝専攻建築士であることが明確になる。建築士会と連合会は今後も両制度の促進と社会的な定着を図っていく。

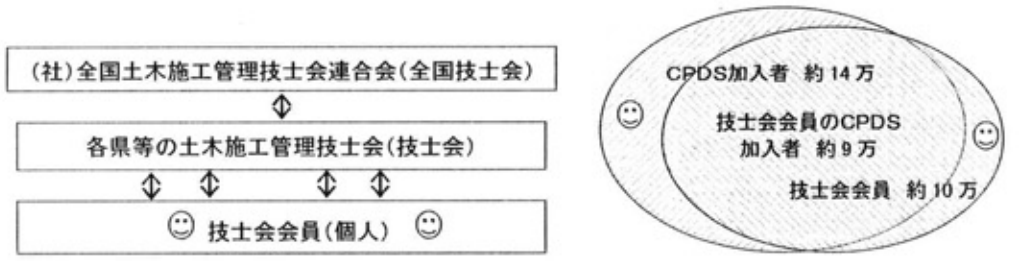

技士会の組織とCPDS加入者と技士会会員の関係

登録コンクリート圧送基幹技能者

【資格の概要】
建設工事の中で重要な作業であるコンクリート工事において、十分な経験を有し、元請の技術者や関連職種との調整および一般技能者に対する監理・指導能力を有する基幹技能者が必要である。登録コンクリート圧送基幹技能者は、コンクリート施工現場で中心的役割を担い、多様化する建設生産システムに的確に対応する資質を有する人材である。

【受験資格】
（1）コンクリート圧送業実務経験が10年以上であること
（2）コンクリート圧送施工技能士1級の資格を有すること
（3）職長教育修了後の実務経験が3年以上であること
以上3つの条件を全てみたす方

【登録講習・認定試験】
◇登録講習は3日間、最終日に認定試験を実施
◇基幹技能者講習テキストに基づき、講習を実施

【講習日程等】
◇申込期間：5月上旬～7月中旬
◇開　催　日：平成24年8月25日(土)～28日(火)
◇開催場所：宮城県仙台市内（予定）

【問合せ先】
㈳全国コンクリート圧送事業団体連合会
〒101-0041　東京都千代田区神田須田町1-16
本郷ビル6階
TEL 03－3254－0731
FAX 03－3254－0732
URL http://www.cc.rim.or.jp/~zenatsu/
E-MAIL zenatsu@cc.rim.or.jp

登録機械土工基幹技能者

【資格の概要】
(1)平成20年9月17日に国土交通大臣から登録基幹技能者講習の実施団体として認証。
(2)受講者は、取得する建設業の種類を、とび・土工工事業か土木工事業かの何れかを選択申請。
(3)機械土工の現場の「仕事の段取り、とりまとめ」等作業管理能力、他の技能工への指導監督能力、更に技術者との連絡、調整及び提案できる能力など、高度技能者（新しい技能者像）を育成・確保すること。そして、現場の、高い生産性の実現と安全で品質の優れた施工に寄与する。

【講習の種類】
(1)登録講習（3日間）＝新規受講者が対象（講義と試験）
(2)特例講習（1日間）＝現有機械土工基幹技能者（機械土工主任工事士）が対象（講義のみ）

【受講資格】―詳しくは協会へ―
10年以上の現場実務経験及び3年以上の職長実務経験の内容ごとの証明（事業主証明）等

【講習の内容と試験】
(1)基幹技能の一般知識　(2)基幹技能者関係法令　(3)施工管理（工程・資材・原価（機械）・機械配置計画・品質・安全）　(4)(1)～(3)の科目について試験の実施

【開催時期】―詳しくは協会へ―
(1)登録講習＝札幌市・東京都・藤枝市・大阪市・広島市・福岡市6月22日㈮～24日㈰、仙台市・東京都・藤枝市・名古屋市・大阪市10月12日㈮～14日㈰
(2)特例講習＝随時

【資格の付与】
登録及び特例講習を修了した者に、登録機械土工基幹技能者として講習修了証を交付する。経営事項審査で技術力(Z)として評点3点が付与

【問合せ先】
㈳日本機械土工協会
〒110-0015　東京都台東区東上野5－1－8
上野富士ビル9階
TEL 03-3845-2727　FAX 03-3845-6556
http://www.jemca.jp/
E-mail:jemca@nifty.com

登録内装仕上工事基幹技能者

【資格の概要】
内装仕上工事において、現場の状況に応じた施工方法や工程等の提案、整備等を行うほか、効率的な作業手順の決定、施工に係わる指示・指導、前工程・後工程に配慮した関連職種の職長との連絡調整および一般技能者に対する監理・指導能力を有する基幹技能者が必要である。平成20年12月に国土交通省に「登録内装仕上工事基幹技能者講習事務」の登録（登録番号18）を行い、平成23年12月末現在2,056名が登録基幹技能者として登録している。

【受験資格】
内装仕上工事に関する1級技能士の資格（鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、壁装作業、カーテン工事作業のいずれかまたは、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士（仕上げ）のいずれかの資格を有し、内装仕上工事の施工現場において10年以上の実務経験および3年以上の職長経験を有するもの。

【講習と試験】
講習は3日間、最終日に試験（40問・四者択一式）を実施。

【講習日程等】
平成24年度は、東京、大阪をはじめ4～5会場で実施予定。
詳細は、決定次第各団体のホームページに掲載する。

【問合せ先】
（社）全国建設室内工事業協会
〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町1-5-10　神田ビル4階
TEL：03-3666-4482　FAX：03-3666-4483
URL http://www.zsk.or.jp　E-mail info@zsk.or.jp
日本室内装飾事業協同組合連合会
〒105-0003 東京都港区西新橋3-6-2　西新橋企画ビル
TEL：03-3431-2775　FAX：03-3431-4667
URL http://www.nissouren.jp　E-mail jida@nissouren.jp
日本建設インテリア事業協同組合連合会
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-3-4　旭平河町ビル
TEL：03-3239-6551　FAX：03-3239-6552
URL http://www.jeicif.or.jp　E-mail jcif@jeicif.or.jp

登録ダクト基幹技能者講習

【資格の概要】
本資格者制度は、ダクト工事の施工に際し、元請側または自社の関係者の現場の状況に応じた施工法を提案・連絡・調整を行い、作業をより効率的に行うための作業方法の構成、人員配置ができ、前・後工程に配慮して他職種の職長との連絡調整等を円滑に行うなどの自主管理能力を有する者で、技能者の最高資格として位置付けられている。

【受講資格】
次の4つの要件を満たし所属企業の証明・推薦を受けた方
①10年以上のダクト施工実務経験者で、かつ、そのうち3年以上の職長経験者
②職長・安全衛生責任者教育の修了者
③1級技能士（建築板金：ダクト板金作業）、もしくは1・2級施工管理技士（管工事）の資格者
④ダクト施工実務経験及び職長経験について事業者証明があること

【認定講習の内容】
講習は3日間、最終日に講習考査試験を実施。カリキュラムは、ダクトの製作・施工技術、施工計画、工程・品質管理、生産性向上とコスト管理、OJT等の科目。

【講習会開催日等】
H23年度は次の2地区で開催致します。
◇福岡＝2月16日(木)～2月18日(土)
◇東京＝3月16日(金)～3月18日(日)
H24年度は未定（同時期予定）

【主催団体】
（社）日本空調衛生工事業協会、（社）全国ダクト工業団体連合会

【問合せ先】
登録ダクト基幹技能者講習委員会事務局
〒170-0072　東京都豊島区巣鴨3－3－1
YYビル
㈳全国ダクト工業団体連合会内
TEL：03（5567）0071
FAX：03（5567）0072